

川崎市SDG sプラットフォーム設置要綱

令和3年3月18日
2川総企第359号

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市内でSDG s推進に取り組む事業者を支援しネットワークを構築すること等を目的として設置する「川崎市SDG sプラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「SDG s」とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標をいう。

(事業)

第3条 プラットフォームは、次に掲げる事業を行う。

- (1) SDG sに関する情報・ノウハウの共有(セミナー、勉強会、交流会の開催等)
- (2) その他、SDG s推進のための事業

(組織)

第4条 プラットフォームは、事務局、コアメンバー及びプラットフォームメンバーをもって組織する。

(事務局)

第5条 事務局は、プラットフォームの運営に関する企画、立案を行う。

2 事務局は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

(コアメンバー)

第6条 コアメンバーは、事務局との協議・調整のほか、各団体が持つネットワークを活かしてプラットフォームが行う事業に関する広報等を行う。

2 コアメンバーは、別表第2に掲げる者をもって構成する。

(プラットフォームメンバー)

第7条 プラットフォームメンバーは、川崎市SDG s登録・認証制度「かわさきSDG sパートナー」における登録事業者及び認証事業者とする。

(アドバイザー)

第8条 プラットフォームの運営やプラットフォームが行う事業に関して、川崎市が別途設置する「川崎市SDG s推進アドバイザー」の助言及び提言を受けるものとする。

(分科会)

第9条 プラットフォームに、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の設置等については、市が別に定める要領によるものとする。

(庶務)

第10条 プラットフォームの庶務は、川崎市総務企画局都市政策部において処理する。
(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

事務局

川崎市
川崎信用金庫

別表第2 (第6条関係)

コアメンバー

川崎商工会議所
公益財団法人 川崎市産業振興財団
一般社団法人 川崎青年会議所
公益財団法人 かわさき市民活動センター
川崎市地球温暖化防止活動推進センター